

令和7年度（2025年）受験版

マンション管理士
管理業務主任者
一問一答 過去問集
(民法等)

本問題集の編集・表記方法について

■本問題集は基本的に「一問一答」形式ですが、一つの「問い」が全体として統一した内容を持っているような場合に、一問一答形式に分断することは、不自然になりますので、4つの肢で1つの問題としているものがあります。

■問題により、法令等に「違反する」「違反しない」という表現の文章も多く見られます。そのような問題について、本問題集では、問題の文章が「正しい」「違反しない」等の法令等に適合する問題については、解答で「○」、逆に「誤り」「違反する」等の法令等に適合しない問題については、解答で「×」という表記を取っている部分があります。できるだけ本試験の問題をそのまま使うという観点からの配慮です。ご了承下さい。

宅建通信学院

民法

制限行為能力者

- 1 マンションの管理組合法人Aが、マンション管理業者Bとの間で管理委託契約締結の前に、Bが管理業務主任者をして、重要事項の説明をさせ、その後、本件契約を締結した。本件契約を締結したAを代表する理事Cが本件契約締結後に行為能力を喪失したときは、その後、C以外のAの理事によって本件契約が追認されない限り、本件契約は効力を生じない。[H25管-1(ウ)]
- 2 高齢のAは、甲マンションの201号室を所有していたところ、アルツハイマー症状が見られるようになり、Bから「このマンションは地震による倒壊の恐れがあり、せいぜい200万円の価値しかない」と言われて、代金200万円でBに対し売却してしまったが、その201号室の売却当時の時価は約2,000万円であった。Bが201号室の所有権移転登記をした後に、AB間の売買契約の経緯を知らないCが、Bの登記を信じて転売を受けた場合でも、Aが売買契約締結当時、Aに意思能力がなかったことが証明されたときは、Aは売買契約の無効を理由として、Cに対して同室の返還請求をすることができる。[H26マ-13(2)]
- 3 甲マンション203号室を所有しているAは、高齢になり判断能力に不安を抱えていたところ、Bとの間で、Bに高額な報酬を支払って同室の内装をリフォームしてもらう旨の請負契約を締結した。本件請負契約を締結した時にAに意思能力がなかった場合には、Aは、意思能力を欠いていたことを理由として、本件請負契約の無効を主張することができる。[H30マ-12(1)]
- 4 未成年者が、マンションの専有部分をその区分所有者から賃借した場合は、法定代理人の同意を得ているか否かにかかわらず、当該賃貸借契約を取り消すことができる。[H23管-5(3)]
- 5 甲マンション101号室の所有者Aが死亡し、Aの相続人である妻Bと子Cは、遺産分割協議中である。Cが未成年の高校生であったとしても、BとCが合意をすれば、Cを議決権を行使すべき者と定めることができる。[R4マ-7(2)]
- 6 甲マンションの一室に1人で住んでいる区分所有者Aは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあり、管理費を滞納している。この場合において、家庭裁判所にAの後見開始の審判を請求することができない者は、民法の規定によれば、次のうちどれか。[H20マ-13]
 - 1 甲マンションの管理組合
 - 2 A本人
 - 3 Aの4親等の親族
 - 4 検察官
- 7 甲マンション203号室を所有しているAは、高齢になり判断能力に不安を抱えていたところ、Bとの間で、Bに高額な報酬を支払って同室の内装をリフォームしてもらう旨の請負契約を締結した。本件請負契約を締結した時に、Aについて後見開始の審判はなされていなかったが、Aが精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあった場合には、Aは、行為能力の制限を理由として、本件請負契約を取り消すことができる。[H30マ-12(2)]
- 8 高齢のAは、甲マンションの201号室を所有していたところ、アルツハイマー症状が見られるようになり、Bから「このマンションは地震による倒壊の恐れがあり、せいぜい200万円の価値しかない」と言われて、代金200万円でBに対し売却してしまったが、その201号室の売却当時の時価は約2,000万円であった。AB間の売買契約の後に、Aの子がAについて家庭裁判所に後見開始の審判の申立てを行い、Aが成年被後見人となったことにより、AB間の売買契約は、その締結時に遡及して無効となる。[H26マ-13(1)]
- 9 成年被後見人であるAが、その所有するマンションの一住戸甲を第三者に売却した場合に、Aが成年被後見人Bの事前の同意を得ていたときは、Aは、甲の売買を取り消すことができない。[R2管-3(1)]【同問題[H23管-5(1)]】
- 10 制限行為能力者であるAは、甲マンションの一住戸を所有し、同住戸に居住している。Aが成年被後見人である場合は、Aは、あらかじめその後見人の同意を得ることにより、第三者との間で、当該住戸のリフォーム工事に係る契約を有効に締結することができる。[R5管-2(2)]

民法

制限行為能力者

- 1 × 理事が、契約締結時に行為能力を有していれば、契約は有効に成立しているのであり、その後追認する必要はない。[H25管-1(ウ)]
- 2 ○ 意思能力がなかったことによる無効は、善意の第三者に対抗できる。したがって、Aは売買契約の無効を理由として、Cに対して同室の返還請求をすることができる。また、登記には公信力がないので、登記を信じたとしてもCが所有権を取得することはできない。[H26マ-13(2)] * 民法3条の2
- 3 ○ 意思能力を欠く者がなした法律行為は無効である。したがって、Aは、意思能力を欠いていたことを理由として、本件請負契約の無効を主張することができる。[H30マ-12(1)] * 民法3条の2
- 4 × 未成年者の法定代理人は、同意権を有しているので、未成年者が法定代理人の同意を得て行った賃貸借契約は取り消すことができない。[H23管-5(3)] * 民法5条1項
- 5 ○ 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。B（Cの法定代理人）との合意があるのであれば、Cは議決権を行使すべき者となることもできる。[R4マ-7(2)] * 民法5条1項
- 6 1 1 請求できない。後見開始の審判の請求をすることができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求であり、管理組合はこのいずれにも該当しない。* 民法7条
2 請求できる。後見開始の審判の請求をすることができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求であり、本人は請求できる。* 民法7条
3 請求できる。後見開始の審判の請求をすることができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求であり、4親等の親族は請求できる。* 民法7条
4 請求できる。後見開始の審判の請求をすることができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求であり、検察官は請求できる。[H20マ-13] * 民法7条
- 7 × 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とされ、成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。したがって、Aについて後見開始の審判がなされていない場合は、たとえAが精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあったとしても、本件請負契約を取り消すことはできない。Aは意思能力がなかったことを証明して、無効を主張するしかない。[H30マ-12(2)] * 民法8条
- 8 × 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができるが、後見開始の審判以前の行為まで取り消せるわけではない。[H26マ-13(1)] * 民法9条
- 9 × 成年後見人は、同意権を有しない。したがって、成年被後見人が、成年後見人の事前の同意を得て行った法律行為であっても、成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。[R2管-3(1)] * 民法9条
- 10 × 成年後見人には、同意権はないので、成年被後見人が成年後見人の同意を得て行った行為であっても、有効にはならず、取り消すことができる。[R5管-2(2)] * 民法9条

- 11 被保佐人が、自己の所有するマンションの専有部分につき大修繕のための請負契約を締結する場合
には、保佐人の同意を得る必要はない。[H23管-5(4)]
- 12 被保佐人であるAが、その所有するマンションの一住戸甲を売却しようとした場合に、保佐人であ
るEが、Aの利益を害するおそれがないにもかかわらずこれに同意をしないときは、家庭裁判所
は、Aの請求により、Eの同意に代わる許可を与えることができる。[R2管-3(4)]【同問題[H17管-
1(4)]】
- 13 制限行為能力者であるAは、甲マンションの一住戸を所有し、同住戸に居住している。Aが被補助
人である場合は、家庭裁判所が、Aの補助人の請求により、Aが当該住戸の区分所有権を売却する
ことについてAの補助人の同意を得なければならない旨の審判をするためには、Aの同意が必要で
ある。[R5管-2(4)]
- 14 被保佐人が、保佐人の同意を得ることなく被保佐人が所有するマンションの一住戸を売却した場
合、相手方が被保佐人に対し、1箇月以上の期間を定めて、保佐人の追認を得るべき旨の催告をし
たときは、相手方がその期間内に追認を得た旨の通知を受けなくても、その行為を保佐人が追認し
たものとみなされる。[H28管-1(ウ)]
- 15 被保佐人であるAが、保佐人Dの同意を得ることなく、その所有するマンションの一住戸甲を売却
した後に、相手方がAに対し、1箇月以上の期間を定めて、Dの追認を得るべき旨の催告をした場
合において、Aがその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、Dがその行為を追認し
たものとみなされる。[R2管-3(3)]
- 16 被保佐人がその所有するマンションの一住戸を売却する際に、自らが行為能力者であることを信じ
させるため、被保佐人であることを黙秘していたことが、他の言動などと相まって、相手方を誤信
させ、又は誤信を強めたものと認められる場合には、被保佐人はその行為を取り消すことができな
い。[H28管-1(エ)]
- 17 制限行為能力者であるAは、甲マンションの一住戸を所有し、同住戸に居住している。Aが成年被
後見人である場合は、Aの後見人がAを代理して当該住戸の区分所有権を売却するためには、家庭
裁判所の許可を得なければならない。[R5管-2(1)]【同問題[H17管-1(1)]】
- 18 成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人が所有する居住の用に供するマンションの
専有部分について抵当権を設定する場合には、家庭裁判所の許可を得なければならない。[H23管-
5(2)]【同問題[H17管-1(2)]】
- 19 Aが被保佐人である場合に、家庭裁判所は、Aの請求により、Aのためにマンションの区分所有権
等の売買について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。[H17管-1(3)]
- 20 制限行為能力者であるAは、甲マンションの一住戸を所有し、同住戸に居住している。Aが被保佐
人である場合は、家庭裁判所は、Aの請求により、Aのために当該住戸の区分所有権の売却につい
てAの保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。[R5管-2(3)]
- 21 保佐人の請求により、家庭裁判所が被保佐人が所有するマンションの一住戸の売却について当該保
佐人に代理権を付与する旨の審判をするには、被保佐人の同意がなければならない。[H28管-1(イ)]

不在者の財産の管理

- 1 甲マンションの管理組合（管理者A）に対し、管理費を滞納したまま不在者となった区分所有者B
の財産に関して、Bが、財産の管理人を置かなかったとき、Aは、家庭裁判所に対し、Bの財産管
理人の選任を請求することができる。[H19マ-13(1)]
- 2 甲マンションの管理組合（管理者A）に対し、管理費を滞納したまま不在者となった区分所有者B
の財産に関して、Bが住所地に戻ってきた場合は、Bの財産管理人が選任されているときでも、A
は、Bに対し、滞納管理費を請求することができる。[H19マ-13(3)]

- 11 × 被保佐人が、新築、改築、増築又は大修繕をするには、その保佐人の同意を得なければならない。[H23管-5(4)] * 民法13条1項8号
- 12 ○ 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。[R2管-3(4)] * 民法13条3項
- 13 ○ 家庭裁判所は、補助人等の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。そして、本人以外の者の請求によりこの審判をするには、本人の同意がなければならない。[R5管-2(4)] * 民法17条2項
- 14 × 被保佐人の相手方は、被保佐人に対して、1箇月以上の期間を定めて、その期間内にその保佐人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を「取り消した」ものとみなされる。[H28管-1(ウ)] * 民法20条4項
- 15 × 制限行為能力者の相手方は、被保佐人に対し、1箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を「取り消した」ものとみなす。「追認」したものとみなすわけではない。[R2管-3(3)] * 民法20条4項
- 16 ○ 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。本肢のように被保佐人であることを黙秘していたとしても、他の言動などと相まって、相手方を誤信させ、又は誤信を強めたような場合は、「詐術」にあたる(判例)。[H28管-1(エ)] * 民法21条
- 17 ○ 成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。[R5管-2(1)] * 民法859条の3
- 18 ○ 成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。[H23管-5(2)] * 民法859条の3
- 19 ○ 家庭裁判所は、本人等一定の者の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。この場合、「本人以外」の者の請求によってこの審判をするには、本人の同意がなければならないが、本肢では本人Aが請求している。[H17管-1(3)] * 民法876条の4第1項
- 20 ○ 家庭裁判所は、本人等の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。[R5管-2(3)] * 民法876条の4第1項
- 21 ○ 家庭裁判所は、一定の者の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができるが、この審判をするには、本人以外の者の請求による場合は、本人の同意がなければならない。[H28管-1(イ)] * 民法876条の4第2項

不在者の財産の管理

- 1 ○ 不在者がその財産の管理人を置かなかったときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。したがって、管理者は利害関係人として財産管理人の選任を請求することができる。[H19マ-13(1)] * 民法25条1項
- 2 ○ 財産管理人が選任されたとしても、本人の権利義務が失われるわけではないから、Aは、Bに対し、滞納管理費を請求することができる。[H19マ-13(3)] * 民法25条1項

- 3 甲マンションの管理組合（管理者A）に対し、管理費を滞納したまま不在者となった区分所有者Bの財産に関して、家庭裁判所が選任したBの財産管理人は、家庭裁判所の許可を得なければ、滞納管理費をAに支払うことができない。[H19マ-13(2)]
- 4 甲マンションの管理組合（管理者A）に対し、管理費を滞納したまま不在者となった区分所有者Bの財産に関して、Bが失踪宣告を受けた場合は、Aは、Bの包括承継人に対し、滞納管理費を請求することができる。[H19マ-13(4)]
- 5 土地甲を所有するAが死亡したが、Aには配偶者B、子C、直系尊属の父Dのみがいる。AとCは同乗する飛行機の墜落事故で死亡したが、AとCのどちらが先に死亡したか明らかでない場合は、Dの相続分は2分の1である。[R2管-1(1)]

意思表示

- 1 公序良俗に反する法律行為は、無効である。[H15管-2(ア)]
- 2 AがBにマンションの1室を売却した。AB間の売買契約が著しく廉価で行われ、Bの暴利行為である場合、Aは、暴利行為を理由として、当該売買契約を取り消すことができる。[H15マ-12(2)]
- 3 甲マンション203号室を所有しているAは、高齢になり判断能力に不安を抱えていたところ、Bとの間で、Bに高額の報酬を支払って同室の内装をリフォームしてもらう旨の請負契約を締結した。本件請負契約を締結する際に、Bが、Aの窮迫・軽率・無経験を利用して、相場よりも著しく高額な報酬の支払をAに約束させていた場合には、Aは、公序良俗に違反することを理由として、本件請負契約の無効を主張することができる。[H30マ-12(4)]
- 4 Aが、Bとの間で、自己の所有するマンションの一住戸甲をBに売却する旨の契約を締結した。Aが、所有権を移転する意思がないにもかかわらず、Bと売買契約を締結した場合に、Bがその真意を知り、又は知ることができたときは、Aは、Bに対して当該契約の無効を主張することができる。[R3管-1(1)]
- 5 Aは、Bとの間で、甲マンションの1室である202号室をBに売却する旨の売買契約を締結した。Aは、本心では202号室を売却するつもりはなく売買契約を締結した場合において、Bがそのことを知り、又は知ることができたときは、売買契約は無効となる。[R4マ-12(1)]
- 6 Aは、Bとの間で、甲マンションの1室である202号室をBに売却する旨の売買契約を締結した。Aは、本心では202号室を売却するつもりはなかったが、借入金の返済が滞り差押えを受ける可能性があったため、Bと相談のうえ、Bに売却したことにして売買契約を締結したときは、売買契約は無効となる。[R4マ-12(2)]
- 7 売主Aと買主Bが、マンションの一住戸甲の売買契約を締結した。本件契約が、AとBの通謀虚偽表示により締結された場合、Bが甲の所有者と称して、甲を、その事情を知らないCに譲渡したときであっても、AはCに対し、自己の所有権を主張することができる。[H29管-3(1)]【同問題[H17管-2(2)] [H26管-1(2)]】
- 8 Aが、Bとの間で、自己の所有するマンションの一住戸甲をBに売却する旨の契約を締結した。Aが、所有権を移転する意思がないにもかかわらず、Bと通謀して売買契約を締結し、所有権移転登記を済ませた後に、BがAに無断で、その事情を知らない第三者Cに甲を転売した場合に、Cにその事情を知らないことについて過失があるときは、Aは、Cに対して、虚偽表示による当該売買契約の無効を主張することができる。[R3管-1(2)]
- 9 マンションの管理組合法人Aが、マンション管理業者Bとの間で管理委託契約締結の前に、Bが管理業務主任者をして、重要事項の説明をさせ、その後、本件契約を締結した。本件契約を締結したAを代表する理事Cが、Bを他のマンション管理業者Dであると誤認して本件契約を締結した場合に、Cが誤認したことについて重大な過失がないときは、Aは錯誤を理由に本件契約を取消し又は解除することができる。[H25管-1(エ)]

- 3 × 財産管理人は、「権限の定めのない代理人の権限」（民法103条）を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可が必要であるが、「権限の定めのない代理人の権限」の範囲内の行為については、家庭裁判所の許可は不要である。そして、滞納管理費を支払うことは、期限の到来した債務の弁済であるから、「権限の定めのない代理人の権限」の中の保存行為に該当し、財産管理人は、家庭裁判所の許可なく、滞納管理費を支払うことができる。[H19マ-13(2)] * 民法28条
- 4 ○ 失踪宣告を受けた者はその期間が満了した時に、死亡したものとみなされるので、Aは、Bの包括承継人に対し、滞納管理費を請求することができる。[H19マ-13(4)] * 民法31条
- 5 × 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定される。本肢では、AとCは同時に死亡したものと推定されるので、相互に相続は生じず、第二順位である直系尊属の父Dが相続するが、その際のDの相続分は、3分の1である。[R2管-1(1)] * 民法32条の2

意思表示

- 1 ○ 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。[H15管-2(ア)] * 民法90条
- 2 × 暴利行為は公序良俗違反の契約ということになり、そのような契約は無効であり、取り消すまでもなく効力はない。[H15マ-12(2)] * 民法90条
- 3 ○ 本件請負契約は、Bの暴利行為と認められる。このような暴利行為は、公序良俗に反する法律行為となり、無効となる。[H30マ-12(4)] * 民法90条
- 4 ○ 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。[R3管-1(1)] * 民法93条1項
- 5 ○ 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とされている。[R4マ-12(1)] * 民法93条1項
- 6 ○ 本肢の意思表示は、虚偽表示による意思表示と認められるが、このような相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とされている。[R4マ-12(2)] * 民法94条1項
- 7 × 虚偽表示による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。本肢ではCは善意であるから、AはCに対して自己の所有権を主張することはできない。[H29管-3(1)] * 民法94条2項
- 8 × 相手方と通じてした虚偽の意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。この場合の保護される第三者は、「善意」であることのみが要求されており、無過失までは要求されていない。したがって、Aは、Cに対して、虚偽表示による当該売買契約の無効を主張することができない。[R3管-1(2)] * 民法94条2項
- 9 × 錯誤による意思表示は取り消すことができるのであり、解除することはできない。解除というのは、いったん完全に有効に成立した契約を解消することであり、錯誤による意思表示は、それを取り消せば、最初から無効となるものであるから、いったん有効に成立したものとはいえない。[H25管-1(エ)] * 民法95条1項

- 10 マンションの管理組合Aの管理者Bが、その職務に関し、C会社との間で取引行為をした。Bの本件取引行為に係る意思表示についてその目的及び取引上の社会通念に照らして重要な部分に錯誤があった場合には、Aは、Cに対してその意思表示の無効を主張することができる。[H28管-2(1)]
【同問題[H15管-2(オ)][H17管-2(4)]】
- 11 売主Aと買主Bが、マンションの一住戸甲の売買契約を締結した。本件契約が、甲とは別の住戸を購入する意思を有していたBの錯誤により締結された場合、Bにその錯誤による本件契約の取消しを主張する意思がなくても、Aは、原則として本件契約の取消しを主張することができる。[H29管-3(4)]
- 12 マンションの管理組合Aの管理者Bとマンション管理業者Cとの間で管理委託契約が締結された。本件契約がBが法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づいて締結された場合には、BがCに対してその認識を表示していないときでも、Bは、法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要な部分に錯誤があることを理由に本件契約の取消しを主張することができる。[H23管-1(4)]
- 13 Aは、Bとの間で、甲マンションの1室である202号室をBに売却する旨の売買契約を締結した。Bは、甲マンションの近くに駅が新設されると考えて202号室を購入したが、そのような事実がなかったときは、Bが駅の新設を理由に購入したことがAに表示されていなくても、Bは売買契約を取り消すことができる。[R4マ-12(3)]
- 14 管理組合法人ではないマンションの管理組合Aの理事長（管理者）Bが、マンション管理業者Cとの間で管理委託契約を締結する場合、Bに本件契約の締結につきその目的及び取引上の社会通念に照らして重要な部分に錯誤があった場合には、Aは本件契約の無効を主張することができるが、ただし、Bに過失があったときには無効を主張することができない。[H24管-1(イ)] 【同問題[H20管-2(1)]】
- 15 甲建物を所有するAが、同建物をBに売却する旨のAB間の契約を締結した。本件契約を締結するに当たり、Bが、甲建物を乙建物であると誤認して買い受けた場合には、Bは、自らが甲建物を乙建物であると思ったことについて重大な過失があるときでも、Bに移転登記がなされていない限り、本件契約の取消しを主張することができる。[H26管-1(4)]
- 16 詐欺による意思表示は、無効である。[H15管-2(ウ)]
- 17 甲マンション203号室を所有しているAは、高齢になり判断能力に不安を抱えていたところ、Bとの間で、Bに高額報酬を支払って同室の内装をリフォームしてもらう旨の請負契約を締結した。Bが、実際にはリフォームをする必要がないにもかかわらず、リフォームをしないと健康を害するとAをだまし、これによりAがリフォームをする必要があると誤信して本件請負契約を締結していた場合には、Aは、Bの詐欺を理由として、本件請負契約を取り消すことができる。[H30マ-12(3)]
- 18 売主Aと買主Bが、マンションの一住戸甲の売買契約を締結した。本件契約が、Bの詐欺により締結された場合、Aに、それを信じたことに重大な過失があったときでも、Aは、売却の意思表示を取り消すことができる。[H29管-3(3)] 【同問題[H17管-2(1)]】
- 19 甲マンション203号室を所有するAは、Bとの間で、同室をBに売却する旨の契約を結んだ。本件売買契約の代金は同室の時価をかなり下回るものであった。AがBの詐欺によって本件売買契約をする意思表示をしていた場合であっても、Bの詐欺によって意思表示をしたことについてAに過失があったときは、Aは詐欺を理由として自己の意思表示を取り消すことができない。[R3マ-12(1)]
- 20 甲マンション203号室を所有するAは、Bとの間で、同室をBに売却する旨の契約を結んだ。本件売買契約の代金は同室の時価をかなり下回るものであった。AがBの強迫によって本件売買契約をする意思表示をしていた場合であっても、Bの強迫によって意思表示をしたことについてAに過失があったときは、Aは強迫を理由として自己の意思表示を取り消すことができない。[R3マ-12(3)]
- 21 マンションの管理組合Aの管理者Bが、その職務に関し、C会社との間で取引行為をした。第三者DがBに詐欺を行い、これによりBが本件取引行為に係る意思表示をした場合、Cがその事実を知り、又は知ることができたときに限り、Aはその意思表示を取り消すことができる。[H28管-2(2)]
【同問題[H26管-1(3)]】
- 22 甲マンション203号室を所有するAは、Bとの間で、同室をBに売却する旨の契約を結んだ。本件売買契約の代金は同室の時価をかなり下回るものであった。Aが第三者Cの詐欺によって本件売買契約をする意思表示をしていた場合には、Bがその事実を知っていたか、知ることができたときに限り、Aは詐欺を理由として自己の意思表示を取り消すことができる。[R3マ-12(2)]

- 10 × 法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要な部分に錯誤があったときは、「取消し」となるのであって、無効となるわけではない。[H28管-2(1)] * 民法95条1項
- 11 × 意思表示は、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。これは錯誤による意思表示をした表意者（本問ではB）を保護するためのものであり、表意者が取消しの主張をする意思がないのに、相手方が意思表示の取消しを主張することはできない。[H29管-3(4)] * 民法95条1項
- 12 × 本肢はいわゆる動機の錯誤であり、その動機が相手方に表示されていた場合にのみ錯誤による取消しを主張できる。本肢では、BがCに対してその動機を表示していないので、Bは、法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要な部分に錯誤があることを理由に本件契約の取消しを主張することができない。[H23管-1(4)] * 民法95条2項
- 13 × 意思表示が、表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤（動機の錯誤）に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、その事情が法律行為の基礎とされていることが「表示されていたときに限り」、取り消すことができる。[R4マ-12(3)] * 民法95条2項
- 14 × 法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要な部分に錯誤があったときは、取り消すことができるが、表意者に「重大な過失」があったときは、表意者は、自らその取消しを主張することができない。以上より、錯誤による意思表示は「無効」ではなく、「取消し」であり、また、表意者に「単なる過失」があったにすぎない場合は「取消し」を主張することができる。[H24管-1(イ)] * 民法95条1項・3項
- 15 × 法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要な部分に錯誤があったときは、取り消すことができるが、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその取消しを主張することができない。これは、表意者に移転登記がなされていない場合でも同様である。[H26管-1(4)] * 民法95条3項
- 16 × 詐欺による意思表示は、取り消すことができる。[H15管-2(ウ)] * 民法96条1項
- 17 ○ 本請負契約はBの詐欺によるものと認められる。そして、詐欺による意思表示は、取り消すことができる。[H30マ-12(3)] * 民法96条1項
- 18 ○ 詐欺による意思表示は、取り消すことができる。この場合に表意者（本問ではA）に重大な過失があったときは、取り消すことができない旨の規定はなく、取り消すことができる。[H29管-3(3)] * 民法96条1項
- 19 × 詐欺による意思表示は、取り消すことができる。この点について、特に表意者に過失がないことというのは要件とされていないので、表意者に過失があったとしても契約を取り消すことができる。[R3マ-12(1)] * 民法96条1項
- 20 × 強迫による意思表示は、取り消すことができる。この点について、特に表意者に過失がないことというのは要件とされていないので、表意者に過失があったとしても契約を取り消すことができる。[R3マ-12(3)] * 民法96条1項
- 21 ○ 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。なお、本人は、代理人の代理行為の取消権を有する。[H28管-2(2)] * 民法96条2項
- 22 ○ 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。[R3マ-12(2)] * 民法96条2項

- 23 Aは、Bとの間で、甲マンションの1室である202号室をBに売却する旨の売買契約を締結した。Bは、知人のCによる詐欺により、202号室を購入することを決め、Aと売買契約を締結した場合において、BがCによる詐欺を理由に売買契約を締結したことをAが知らず、かつ、知ることもできなかったときは、Bは売買契約を取り消すことができない。[R4マ-12(4)]
- 24 マンションのA管理組合とBマンション管理業者との間で管理委託契約が締結された。管理委託契約が、第三者CのAに対する詐欺によってなされた場合には、Bは、契約を取り消すことができる。[H20管-2(3)]
- 25 Aが、Bとの間で、自己の所有するマンションの一住戸甲をBに売却する旨の契約を締結した。Aが、Bの詐欺を理由として当該売買契約を取り消した場合に、Aの取消し前に、Bが、その事情を知らず、かつその事情を知らないことについて過失のある第三者Dに甲を転売していたときは、Aは、Dに対して取消しの効果を主張することができない。[R3管-1(3)]
- 26 Aは、Bとの間で、甲マンションの1室である501号室をBに売却する旨の売買契約を締結した。AからBに501号室の区分所有権の移転登記を経由した後に、AがBの詐欺を理由にA B間の売買契約を取り消したが、その後にBがCに同室を売却する旨の売買契約を締結して、区分所有権の移転登記をBからCに經由し、Cが居住しているときは、Aは、Cに対して、同室の明渡しを求めることができない。[R4マ-13(3)]
- 27 強迫による意思表示は、無効である。[H15管-2(エ)]
- 28 A B間の契約の締結に当たり、Aが第三者から強迫を受けた場合には、Aは、その契約締結の意思表示を取り消すことができる。[H17管-2(3)]
- 29 甲マンション203号室を所有するAは、Bとの間で、同室をBに売却する旨の契約を結んだ。本件売買契約の代金は同室の時価をかなり下回るものであった。Aが第三者Dの強迫によって本件売買契約をする意思表示をしていた場合には、Bがその事実を知っていたか、知ることができたときに限り、Aは強迫を理由として自己の意思表示を取り消すことができる。[R3マ-12(4)]
- 30 売主Aと買主Bが、マンションの一住戸甲の売買契約を締結した。本件契約が、Bの強迫により締結された場合、Bが、甲を、その事情を知らないDに譲渡したときは、Aは、Bに対する意思表示を取り消したことをDに対抗することができない。[H29管-3(2)]
- 31 Aが、Bとの間で、自己の所有するマンションの一住戸甲をBに売却する旨の契約を締結した。Aが、Bの強迫を理由として当該売買契約を取り消した場合に、Aの取消し前に、Bが、その事情を知らず、かつその事情を知らないことについて過失のない第三者Eに甲を転売していたときは、Aは、Eに対して取消しの効果を主張することができない。[R3管-1(4)]
- 32 マンションの管理組合Aが、管理委託契約を締結しているマンション管理業者Bに対して、郵便により通知したAの意思表示は、その通知がBに到達した時からその効力が生ずるので、その通知の到達前に、Aが当該意思表示を撤回すれば、意思表示の効力は生じない。[H24管-2(1)]
- 33 マンションに居住する区分所有者が管理費を滞納したまま区分所有権を譲渡した場合、管理組合は、当該前区分所有者が転出に際して届け出た転居場所に滞納管理費の支払を催告すれば、その到達の有無にかかわらず、有効な請求となる。[R6管-2(2)]
- 34 マンションの管理組合Aが、管理委託契約を締結しているマンション管理業者Bに対して、郵便により、意思表示を通知したAの理事長（管理者）が、通知を発した後に死亡したときであっても、その意思表示の効力は失われない。[H24管-2(2)]
- 35 マンションの管理組合Aが、管理委託契約を締結しているマンション管理業者Bに対して、郵便により、意思表示を通知したAの理事長（管理者）が、通知を発した後に行為能力の制限を受けたときは、その意思表示の効力は失われる。[H24管-2(3)]

代理

- 1 マンションの管理組合法人Aが、マンション管理業者Bとの間で管理委託契約締結の前に、Bが管理業務主任者をして、重要事項の説明をさせ、その後、本件契約を締結した。本件契約の締結前に開催した契約に関する重要事項についての説明会において、本件契約の内容について説明を行う管理業務主任者は、Bの復代理人である。[H25管-1(ア)]
- 2 Aは、その子Bを代理人として、その所有するマンションの1室をCに売却することとした。AのBに対する代理権の付与は、書面によらなければ、することができない。[H15マ-13(1)]

- 23 ○ 相手方（Ａ）に対する意思表示について第三者（Ｃ）が詐欺を行った場合においては、相手方（Ａ）がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。したがって、ＣのＢに対する詐欺をＡが知らず、かつ、知ることもできなかったときは、Ｂは売買契約を取り消すことができない。[R4マ-12(4)] * 民法96条2項
- 24 × 詐欺による意思表示は、取り消すことができる。これは、詐欺された者（Ａ）が取り消せるのであり、相手方（Ｂ）から契約を取り消せるわけではない。[H20管-2(3)] * 民法96条1項
- 25 × 詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ「過失がない」第三者に対抗することができない。本肢のＤには過失があるので、Ａは、Ｄに対して取消しの効果を主張することができる。[R3管-1(3)] * 民法96条3項
- 26 ○ 詐欺による意思表示をした者と、詐欺による意思表示の取消後の第三者の関係は、二重譲渡と同様の関係にあると考えられるので、詐欺による意思表示をした者は、登記を備えた取消し後の第三者に対して所有権を主張することはできない。[R4マ-13(3)] * 民法177条
- 27 × 強迫による意思表示は、取り消すことができる。[H15管-2(エ)] * 民法96条1項
- 28 ○ 強迫による意思表示は、取り消すことができる。これは第三者から強迫を受けた場合でも同様である。[H17管-2(3)] * 民法96条2項反対解釈
- 29 × 第三者の強迫については、特に相手方を保護する規定はなく、相手方が善意無過失であったとしても、表意者は意思表示を取り消すことができる。[R3マ-12(4)] * 民法96条2項反対解釈
- 30 × 強迫による意思表示は、取り消すことができる。そして、この取消は善意の第三者に対しても主張することができる。Ａは、取消をＤに対抗することができる。[H29管-3(2)] * 民法96条3項参照
- 31 × 強迫による意思表示の取消しについては第三者保護規定がなく、善意無過失の第三者にも強迫による意思表示の取消を主張することができる。[R3管-1(4)] * 民法96条3項参照
- 32 ○ 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる（到達主義）。したがって、通知が相手方に到達するまでは意思表示の効力は生じていないので、到達までに撤回すれば、意思表示の効力は生じない。[H24管-2(1)] * 民法97条1項
- 33 × 滞納管理費の支払の催告のような意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。したがって、当該催告が相手方に到達しなかったのであれば、有効な請求とはならない。[R6管-2(2)] * 民法97条1項
- 34 ○ 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。[H24管-2(2)] * 民法97条2項
- 35 × 意思表示は、表意者が通知を発した後に行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。[H24管-2(3)] * 民法97条2項

代理

- 1 × 重要事項の説明は、管理業者に義務付けられているものであり、管理業務主任者は管理業者の「代理人」であり、「復代理人」ではない。[H25管-1(ア)] * 民法99条
- 2 × ＡのＢに対する代理権授与行為は、書面で行うことは要求されていない。[H15マ-13(1)]